

令和8年第3回小山町議会4月臨時会会議録

令和8年4月27日

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	企 画 総 務 部 長	長田 忠典君
危 機 管 理 局 長	武藤 浩君	住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君
経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君	都 市 基 盤 部 長	山口 幸治君
教 育 次 長	大庭 和広君	経 済 産 業 専 門 監	池谷 精市君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	坂本 竹人君
税 務 課 長	伊藤 和彦君	住 民 課 長	渡辺 史武君
こども未来課長	勝俣 暢哉君	商 工 観 光 課 長	鈴木 新一君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	常盤 仁志君
会議録署名議員	11番 米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君

閉 会 午前10時43分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案説明
- 日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度小山町一般会計補正予算 (第10号))
- 日程第 7 議案第37号 訴えの提起について

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鈴木 豊君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和8年第3回小山町議会4月臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、11番 米山千晴君、12番 室伏辰彦君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、4月27日の本日一日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は4月27日、一日と決定しました。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本臨時会に提出されました承認第3号から議案第37号までの4議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 令和8年第3回小山町議会4月臨時会を開催するに当たり、議員の皆様には、ご出席をいただきありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認3件、訴えの提起1件の、合計4件であります。

初めに、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定に基づき、本年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び政令等が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、地方自治法の規定により、本年3月31日に専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第10号））についてであります。

本件は、物価高対応子育て応援手当給付事業の不足する経費等について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第10号）を、令和8年3月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第37号 訴えの提起についてであります。

小山町道の駅「すばしり」観光交流センターの指定管理につきまして、前指定管理者となる観光開発株式会社が指定管理期間の終了にもかかわらず、本施設の明渡しを行わないため、建物及び施設からの退去と土地の明渡し、また、未払い施設使用料の支払いと、占有期間中の損害金の支払い請求の訴え等を提起するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の審議に際し、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（鈴木 豊君） 日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）についてであります。

議案書は2ページからになります。

地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、施行日については、本年4月1日からが主であります。令和9年1月1日から、同年4月1日から、令和10年1月1日からなど、定められております。

地方税法に基づく小山町税条例の一部改正につきましても、地方税法と同じく本年4月1日から施行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年3月31日に専決処分をいたしました。これに伴い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、物価上昇に連動して基礎控除等の引上げなどの対応を行うものであります。給与所得控除については、最低保証額の見直しや、ひとり親控除の拡充、自動車関係諸税については、自動車の取得時における負担軽減、簡素化のために環境性能割の廃止などが主なものであります。

それでは、条文の改正については、新旧対照表の2ページをご覧ください。

初めに、本年4月1日からの施行についてであります。第18条の3、納税証明事項の改正から始まり、第19条では町税の延滞金について、次のページの中段第33条では町民税の所得割の課税標準の改正を行っております。3ページ一番下第80条から順に10ページの第91条まで及び24ページ附則第16条から26ページ附則第16条の2までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正と文言の整理になります。

次に、11ページから36ページまでは、附則の改正であります。附則第7条の3から附則第21条の3までは、町民税及び固定資産税の課税に係る様々な特例を改正するものであります。

次に飛びまして37ページ、令和9年1月1日からの施行についてであります。第36条の2から39ページ第36条の3の3まで及び42ページの附則第6条と附則第7条の3では町民税に関する条項の整理と文言の整理をするものであります。

次に43ページ、令和9年4月1日からの施行についてであります。第63条については、固定資産税の免税点について改正するものであります。

次に44ページ、令和10年1月1日からの施行についてであります。第34条の7から次のページ附則第9条の2までは、町民税の寄附金税額控除に関する条項及び文言の整理を、45ページの附則第18条の2では長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する条項及び文言の整理を行っております。

次に46ページ、金融商品取引法等の一部改正の翌々年度の1月1日からの施行についてであります。附則第7条の4の寄附金税額控除における特例控除額の特例では条項の整理、46ページ下段から48ページにかけての第20条の3、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例では、所要の規定の整備等を行っております。

その他、文言の整理等を行っております。

説明は、以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（鈴木 豊君） 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてであります。

議案書は15ページからになります。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

小山町国民健康保険税条例は、地方税法に基づく条例であり、今回の一部改正についても、地方税法と同日施行が望ましいことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日に専決処分をし、同年4月1日施行としました。このため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の一部改正は、国民健康保険税の賦課限度額を見直すことにより、納税義務者間の税の負担の公平性の確保を図ろうとするものであります。

新旧対照表の49ページをお開きください。

第2条及び第23条において、基礎課税額の賦課限度額を1万円引き上げ67万円とするものであります。

第23条第1項第2号及び次のページ第3号におきまして、低所得者に係る国民健康保険税軽減の拡充として、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額を変更するものであります。5割軽減では5,000円増額し31万円に、2割軽減では1万円増額し57万円とするものであります。

なお、限度額等の改正に併せて、国からの参考条例により文言の整理を行っております。

説明は、以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） この税の改正によって、増収になるのか、減収になるのか。それから、該当する大きなところはどこになるのかお聞きします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民課長（渡辺史武君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

今回の課税限度額の引上げに伴って、国民健康保険税が増収になるのか、減収になるのか、ということでございますが、まだ現段階では、仮算定もできておりませんので、はっきりとした金額はわかりません。

2つ目の質問の、大きな該当は、ということなんですけれども、先ほども申し上げましたが、まだ仮算定もできていない状態でありますので、正確な金額ですとか、世帯がどのくらい増えるのか減るのかということも、現時点では不明でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年小山町一般会計補正予算（第10号））

○議長（鈴木 豊君） 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度小山町一般会計補正予算（第10号））についてであります。

この専決処分につきましては、令和7年度小山町物価高対応子育て応援手当給付金の追加と繰

越明許費の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

予算書の2ページをお開きください。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、予算の総額を170億3,857万5,000円とするものであります。

次に、予算書の5ページをお開きください。

繰越明許費の補正につきましては、このたびの3款民生費の物価高対応子育て応援手当給付事業に関して、年度末に把握した支給対象者への手当の支給が、年度内に完了しないことによるものであります。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

7ページ、16款2項2目民生費国庫補助金を100万円増額しますのは、物価高対応子育て応援手当支給事業に係る国の補助金を見込むものであります。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。

次の8ページ、3款3項1目児童福祉総務費、説明欄（6）物価高対応子育て応援手当給付事業費を100万円増額しますのは、当初予定の給付額では不足するため、追加をするものであります。

説明は、以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第5号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、承認第5号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 議案第37号 訴えの提起について

○議長（鈴木 豊君） 日程第7 議案第37号 訴えの提起についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 議案第37号 訴えの提起についてであります。

議案書は19ページからになります。

本案は、道の駅「すばしり」観光交流センターの建物及び施設退去土地明渡等請求事件に関し、訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の記載順に沿ってご説明いたします。

本件の当事者ですが、原告となるべき者は小山町であります。

被告となるべき者は、観光開発株式会社であります。

次に請求の趣旨であります。

まず1点目として、町は、観光開発株式会社に対し、次のページ記載の「4 物件目録」の建物及び施設からの退去並びに土地の明渡しを求めるものであります。

2点目として、町は、観光開発株式会社に対し、これまでに発生した、未払い施設使用料833万9,323円及び令和8年4月1日から明渡し済みに至るまで、年額2,000万円の割合による金員の支払いを求めるものであります。

3点目として、訴訟費用については、観光開発株式会社の負担とするもので、これらの判決及び仮執行の宣言を裁判所に求めるものであります。

次に、請求の原因についてであります。

1点目の当事者について、町は、地方公共団体であり、観光開発株式会社は、沿道サービス施設やサービスエリア施設の管理及び運営に関する業務等を目的とする株式会社であります。

2点目の「4 物件目録」記載の建物及び施設並びに土地は町の所有であり、一部の国土交通省管理施設については、町が国から管理の委託を受け占有しているものであります。

3点目の町と観光開発株式会社との間の指定管理協定の締結についてであります。町は観光開発株式会社と、令和3年3月29日に基本協定を締結し、令和3年4月1日から本年3月31日までの5年間、当該施設の指定管理者として指定し、これを引き渡しました。

4点目の指定管理協定の終了は、本年3月31日をもって、観光開発株式会社の指定管理期間が終了しております。

5点目のその他の事情についてであります。町は、本年4月1日から株式会社名鉄ミライートとの間で管理に関する基本協定書を結ぶことが決まっております。

6点目として、町は観光開発株式会社に対し、所有権に基づき、建物及び施設からの退去と土地の明渡しと、未払い施設使用料の支払いを求めて、本訴えを提起するものであります。

次に、対象となる物件についてであります。4の物件目録記載のとおりであります。

最後に、5の授権事項についてであります。

本件訴訟の遂行に当たりましては、今後の審理の状況に応じて適切かつ迅速な対応が求められることから、本来、議決事項であります。反訴の提起、訴えの取り下げ、和解、控訴、上告等の各種訴訟行為、さらには仮処分等の保全処分の申立て等について、あらかじめ必要な権限の付

与をお願いするものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 裁判に関わることなので、あまり立ち入って聞くのは失礼かと思えますけれども、私はいろいろ疑問があるので、基本的なことについてお伺いしたいと思います。

元々ここは、須走に道の駅を作るときに、確か、須走彰徳山林会が9億1,000万円、町が6億2,000万円を出資してこれができたものと私は記憶しておりますけれども、20年前のことなので、記憶に間違いがあるかもしれない。今回のことについて4点お聞きします。

まず1点目は、今回議決を求めるのは立ち退き請求であります。その基本となる法は何条の何で、どのような法律を使うのか。また、判決の強制力についてお伺いします。

2点目は、現在不法占拠している相手方も優秀な弁護士がおられるようです。通常なら許すべくもないですが、弁護士があつて指導されているのかどうか。また、占拠している理由は何であるのかという情報を、知る限りを教えていただきたい。

3点目は、民事訴訟法の360条は、相手方の同意がなければ、取り下げることができない、となっています。そのためには、相手方に高額の金銭の要求があると私は思っています。どのように対応するのか、お考えを述べてください。

4点目は、これらの事案が起こることは、これからもあると思います。こうしたものをこの時点において予測しておけるか。また、今後こうした事案に対してはどのように対応ができるのか。繰り返さないためには、どのような対応をしたらよいのかということを、その方策について述べてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 藺田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回、法令上何条に該当するのかという部分ですが、こちらのほうにつきましては、現在顧問弁護士等にも相談しているわけなんですけれども、訴えの提起については、先ほど申し上げた通り地方自治法になっております。しかしながら、施設の明渡しという部分が出てきておりますので、こちらについては仮執行ということで併せて同じように提出させていただき、また、訴えの提起も併せて裁判所に提出させていただき、速やかに町施設の明渡しに依じていただくような対応措置を取らせていただきたいと思いますと考えております。

判決の強制力についてですが、こちらは顧問弁護士から裁判所に訴状を提出するわけなんですけれども、その段階、指示によって対応していきたいと考えております。

2点目、通常ならば弁護士ということで、観光開発株式会社といわゆる契約期間が本年3月31日までであったわけですが、その途中で、代理人ということで、先方からいわゆる弁護士等が出てまいりました。私どもも直接は契約期間中でしたので、直接町の担当とお互いで話し合いを行っ

てきたんですけれども、なかなか応じていただくことができなかったところでございました。占有しているという部分につきましては、町は、当然3月31日以降は契約期間が終了しているわけですが、明渡しに関しまして、施設改修に要した投資額の回収ができていないという理由で、それに見合う補償を求められましたが、町は支払う理由がないので断ったところでございます。4月1日以降から原状回復工事ということで相手側は主張されてきておりましたが、町はこちらの方につきましては、認めることができませんでした。結局お互いの主張が異なる状態で、観光開発株式会社は明渡しの要求に応じず営業を継続している状況でございます。

今後の繰り返しという部分での注意点ですが、町としましては、施設改修という部分につきましては、50万円以上は町が対応すべきところがございます。しかしながら、先方のほうから「工事費につきましては全額負担します」という1文が明記されておりましたので、私どもはその条件に従って、承認に至ったという経緯がございます。ですので、そういう部分につきましても、今後は、改修工事を民間が行った場合には注意をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 質問の4番目の、これらの事案がこれからも起こりうると思われるけれども、それについての回答がまだない。それについて今後対応をどのようにしていくのか、あるいはどういう考えを持っているのか、についての回答をください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 藺田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどのとおり、基本協定が当然あって、町はそれに準じて行っているところがございまして、それに沿って、迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（藺田豊造君） 法律の運用の仕方によってはものすごく変わってくると思う。だから慎重に法律をしっかりと、利用というのはおかしいけれども、熟知して、その法律に、少なくともこれは強制力がなければ何にもならないような事案だから、しっかりやってください。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの藺田議員に対する答弁で、かなりの部分は理解できるわけですが、結局今回の訴訟に至った要因というのは、ただいま伺った話の中だと、相手の会社さんが設備投資をしたと。それで50万円以上は町がやるという約束があるのでどうかと言ったら、相手は自分の自己負担でやるという返事で、それでお互いに了解して工事をやりましたと。

ところが、今回は、日限が来たけれどもそのことを根拠として立ち退きを拒んでいると、そういうことの争いと、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 牧野議員の質問にお答えいたします。

牧野議員がおっしゃったとおりでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（小林千江子君） 訴訟は、町民の負担のもとに行われるものであり、町は高い説明責任が求められると考えますが、一方で、訴訟は戦略上の制約などもあると理解しております。その中で、町民も危惧しているこの大きな案件に対して、町民の理解を得るために、どのような情報を、どのような段階で、どのような手法によって説明していくご予定であるのか、そちらをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 小林議員の質問にお答えいたします。

当然訴状を出し裁判を行っていくわけですが、各段階でいろいろなことがあり、また、口頭弁論等でも金銭等の関わり等も出てきます。それらも含めて、議会には都度報告をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 町民に対しての説明は。

○経済産業部長（岩田幸生君） 失礼しました。

町民に対してでございますが、結果が確定した段階で、お知らせさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に提出されました議案の審議は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和8年第3回小山町議会4月臨時会を閉会します。

午前10時43分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	米	山	千晴
署	名	議	員	室	伏	辰彦